

改正案	現行
<p>(総資産額)</p> <p>第三十二条 法第六十二条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(純資産額)</p> <p>第三十二条の二 法第六十二条の二第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する取得に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該取得の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもって相互会社の純資産額とする方法とする。</p>	<p>(総資産額)</p> <p>第三十二条 法第六十二条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(純資産額)</p> <p>第三十二条の二 法第六十二条の二第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する取得に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該取得の効力が生ずる時の直前までの間に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第五号までに掲げる額の合計額をもって相互会社の純資産額とする方法とする。</p>

一〇六 (略)

2 (略)

(削る)

(組織変更をする相互会社の事前開示事項)

第四十二条 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 組織変更後株式会社(法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。)の債務(法第八十八条第一項の規定により組織変更について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務(保険契約者その他の保険契約に係る権利を有する者の当該権利(保険金請求権等を除く。))に係る債務を除く。)に限る。)の履行の見込みに関する事項

八 (略)

(組織変更後株式会社の事後開示事項)

一〇六 (略)

2 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画)

第四十二条 法第八十六条第四項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後株式会社(同項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。)の第四十五条の二に規定する準備金に関する事項とする。

(組織変更をする相互会社の事前開示事項)

第四十二条の二 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 組織変更後株式会社の債務(法第八十八条第一項の規定により組織変更について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務(保険契約者その他の保険契約に係る権利を有する者の当該権利(保険金請求権等を除く。))に係る債務を除く。)に限る。)の履行の見込みに関する事項

八 (略)

(組織変更後株式会社の事後開示事項)

第四十二条の二 (略)

(資本準備金の額等)

第四十五条の二 法第九十一条第四項に規定する内閣府令で定める組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、この条の定めるところによる。

2 組織変更後株式会社が組織変更の際して資本準備金として計上すべき額は、組織変更時における純資産額(評価・換算差額等を除く)から法第八十六条第四項第五号の資本金の額を控除した残額とする。

3 前項の規定にかかわらず、組織変更をする相互会社の組織変更時における損失てん補準備金の額は、資本準備金として計上すべき額としないことができる。ただし、この場合においては、当該損失てん補準備金の額は組織変更後株式会社の利益準備金として計上しなければならぬ。

4 第二項の規定にかかわらず、組織変更をする相互会社の相互会社の組織変更時における当該相互会社に留保されている利益の額に相当する額は、資本準備金として計上すべき額としないことができる。

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第四十五条の三 法第九十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第四十二条の二の二 (略)

(資本準備金等の額)

第四十五条の二 法第九十一条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資本準備金の額 次に掲げる額の合計額

イ (1)及び(2)に掲げる額の合計額から(3)に掲げる額を減じて得た額(零未満となる場合にあつては、零)

(1) 組織変更の直前の相互会社の基金償却積立金の額

(2) 組織変更の直前の相互会社の再評価積立金の額

(3) 法第九十条第一項の規定により社員に割り当てた株式に係る資本金の額

ロ 組織変更時発行株式(法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。以下この款において同じ。)の払込み又は給付に係る額のうち、資本金として計上しないこととした額の

二 利益準備金の額 法第五十八条に規定する損失てん補準備金の額

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第四十五条の三 法第九十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 定款に定められた事項（法第九十三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該組織変更をする相互会社に対して組織変更時発行株式（法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。第四十五条の四の二及び第四十五条の七第二項において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 (略)

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 主として保険持株会社、子会社対象会社（法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十五号に該当するものを除く。）

十の二〇四十七 (略)

(削る)

一〇六 (略)

七 定款に定められた事項（法第九十三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該組織変更をする相互会社に対して組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 (略)

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 主として保険持株会社、子会社対象会社（法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号、第三十五号及び次項において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（第三十五号に該当するものを除く。）

十の二〇四十七 (略)

3 前項第一号に掲げる業務を営む会社は、当該業務並びに同項第二号から第五号まで、第五号の四、第八号から第十号まで、第十一号

3 | 8 | (略)

9 | 法第百六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第二項第一号から第三十四号の二までに掲げる業務

二 第二項第四十六号に掲げる業務（第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）

三 第二項第四十七号に掲げる業務（第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

10 | 令第十三条の五の二第四項の規定は、第六項から第八項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第四項中「第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第四百七条第一項又は第四百八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（相互会社が存続するときの株式会社と相互会社との吸収合併契約）

第九十九条の三の二 法第百六十二条第一項第六号に規定する内閣府

、第十二号、第二十九号及び第三十号に掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合に限り、子会社対象会社とする。

4 | 9 | (略)

10 | 法第百六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第二項第一号から第三十四号の二までに掲げる業務

二 第二項第四十六号に掲げる業務（第四項第二号、第五項第二号及び第六項第二号に掲げる業務を除く。）

三 第二項第四十七号に掲げる業務（第四項第三号、第五項第三号及び第六項第三号に掲げる業務を除く。）

11 | 令第十三条の五の二第四項の規定は、第七項から第九項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第四項中「第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第四百七条第一項又は第四百八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（相互会社が存続するときの株式会社と相互会社との吸収合併契約）

第九十九条の三の二 法第百六十二条第一項第六号に規定する内閣府

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併存続相互会社（法第六十条第一号に規定する吸収合併存続相互会社をいう。以下この節において同じ。）が吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社（法第六十二条第一項第一号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この節（第一百一条の二の二十二、第一百一条の二の二十三、第一百一条の二の二十五、第一百三条第一号ホ及び第一百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二〇四（略）

（相互会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併契約）

第九十九条の三の三 法第六十三条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 新設合併設立相互会社（法第六十一条第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下この節において同じ。）が新設合併に際して新設合併消滅株式会社（法第六十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節（第一百一条の二の二十四、第一百一条の二の二十五、第一百三条第一号ホ及び第一百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二〇四（略）

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併存続相互会社（法第六十条第一号に規定する吸収合併存続相互会社をいう。以下この節において同じ。）が吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社（法第六十二条第一項第一号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この節（第一百一条の二の二十一、第一百一条の二の二十二、第一百一条の二の二十四、第一百三条第一号ホ及び第一百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二〇四（略）

（相互会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併契約）

第九十九条の三の三 法第六十三条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 新設合併設立相互会社（法第六十一条第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下この節において同じ。）が新設合併に際して新設合併消滅株式会社（法第六十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節（第一百一条の二の二十三、第一百一条の二の二十四、第一百三条第一号ホ及び第一百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二〇四（略）

(合併剰余金額の計算等)

第百一条 (略)

2 吸収合併存続株式会社(法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節(第百一条の二の二十三、第百一条の二の二十五、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。)において同じ。)又は新設合併設立株式会社(法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。)において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一〇五 (略)

(資本準備金の額等)

第百一条の二 法第六十四条第四項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十一条第四項に規定する内閣府令で定める組織変更の際しての計算に必要な事項は、第四十五条の二に規定するものとする。

(消滅株式会社の事前開示事項)

第百一条の二の二 (略)

(消滅株式会社の計算書類に関する公告事項)

(合併剰余金額の計算等)

第百一条 (略)

2 吸収合併存続株式会社(法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節(第百一条の二の二十二、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。)において同じ。)又は新設合併設立株式会社(法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。)において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一〇五 (略)

(新設)

(消滅株式会社の事前開示事項)

第百一条の二 (略)

(消滅株式会社の計算書類に関する公告事項)

---

第百一条の二三 (略)

(消滅株式会社の公告事項)

第百一条の二四 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第百一条の二五 (略)

(吸収合併存続株式会社の事前開示事項)

第百一条の二六 (略)

(純資産の額)

第百一条の二七 (略)

(株式の数)

第百一条の二八 (略)

(吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項)

第百一条の二九 (略)

(吸収合併存続株式会社の公告事項)

第百一条の三〇 (略)

---

第百一条の二の二 (略)

(消滅株式会社の公告事項)

第百一条の二の三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第百一条の二の四 (略)

(吸収合併存続株式会社の事前開示事項)

第百一条の二の五 (略)

(純資産の額)

第百一条の二の六 (略)

(株式の数)

第百一条の二の七 (略)

(吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の八 (略)

(吸収合併存続株式会社の公告事項)

第百一条の二の九 (略)

---

(保険契約に係る債権の額)

第百一条の二十一 (略)

(吸収合併存続株式会社の事後開示事項)

第百一条の二十二 (略)

(新設合併設立株式会社の事後開示事項)

第百一条の二十三 (略)

(消滅相互会社の事前開示事項)

第百一条の二十四 (略)

(消滅相互会社の公告事項)

第百一条の二十五 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第百一条の二十六 (略)

(吸収合併存続相互会社の事前開示事項)

第百一条の二十七 (略)

(吸収合併存続相互会社の公告事項)

第百一条の二十八 (略)

---

(保険契約に係る債権の額)

第百一条の二十一 (略)

(吸収合併存続株式会社の事後開示事項)

第百一条の二十二 (略)

(新設合併設立株式会社の事後開示事項)

第百一条の二十三 (略)

(消滅相互会社の事前開示事項)

第百一条の二十四 (略)

(消滅相互会社の公告事項)

第百一条の二十五 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第百一条の二十六 (略)

(吸収合併存続相互会社の事前開示事項)

第百一条の二十七 (略)

(吸収合併存続相互会社の公告事項)

第百一条の二十八 (略)

---

(保険契約に係る債権の額)

第百一条の二十九 (略)

(吸収合併存続相互会社の事後開示事項)

第百一条の二十 (略)

(新設合併設立相互会社の事後開示事項)

第百一条の二十一 (略)

(会社法合併会社の事前開示事項)

第百一条の二十二 法第六十五条の二十三の規定により読み替えて適用する会社法第七百八十二条第一項(吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併消滅株式会社(会社法第七百四十九条第一項第二号(株式会社)が存続する吸収合併契約)に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この条、次条、第百一条の二十五、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホにおいて同じ。(清算株式会社を除く。)についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

二〇四 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第百一条の十八 (略)

(吸収合併存続相互会社の事後開示事項)

第百一条の十九 (略)

(新設合併設立相互会社の事後開示事項)

第百一条の二十 (略)

(会社法合併会社の事前開示事項)

第百一条の二十一 法第六十五条の二十三の規定により読み替えて適用する会社法第七百八十二条第一項(吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併消滅株式会社(会社法第七百四十九条第一項第二号(株式会社)が存続する吸収合併契約)に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この条、次条、第百一条の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホにおいて同じ。(清算株式会社を除く。)についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

二〇四 (略)

第百一条の二十三 法第六十五条の二十三の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十四条第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続株式会社（会社法第七百四十九条第一項第一号（株式会社）が存続する吸収合併契約）に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この条、第百一条の二十五、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

二・三 (略)

第百一条の二十四 (略)

(計算書類に関する公告事項)

第百一条の二十五 (略)

(合併後の公告事項)

第百三条 法第六十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社

第百一条の二十二 法第六十五条の二十三の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十四条第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続株式会社（会社法第七百四十九条第一項第一号（株式会社）が存続する吸収合併契約）に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この条、第百一条の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

二・三 (略)

第百一条の二十三 (略)

(計算書類に関する公告事項)

第百一条の二十四 (略)

(合併後の公告事項)

第百三条 法第六十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社

等が吸収合併存続株式会社である場合 第百一条の二の十二第

二号及び第三号に掲げる事項

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社

等が新設合併設立株式会社である場合 第百一条の二の十三第

二号及び第三号に掲げる事項

ハ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社

等が吸収合併存続相互会社である場合 第百一条の二の二十第

二号及び第三号に掲げる事項

ニ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社

等が新設合併設立相互会社である場合 第百一条の二の二十一

第二号に掲げる事項

ホ (略)

(1) (3) (略)

二・三 (略)

(合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の事後開示事項)

第百三条の二 法第百六十六条第二項に規定する内閣府令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続株式会社である場合 第百一条の二の十二第

等が吸収合併存続株式会社である場合 第百一条の二の十一第

二号及び第三号に掲げる事項

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社

等が新設合併設立株式会社である場合 第百一条の二の十二第

二号及び第三号に掲げる事項

ハ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社

等が吸収合併存続相互会社である場合 第百一条の二の十九第

二号及び第三号に掲げる事項

ニ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社

等が新設合併設立相互会社である場合 第百一条の二の二十第

二号に掲げる事項

ホ (略)

(1) (3) (略)

二・三 (略)

(合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の事後開示事項)

第百三条の二 法第百六十六条第二項に規定する内閣府令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続株式会社である場合 第百一条の二の十一第

二号及び第三号に掲げる事項

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立株式会社である場合 第一百一条の二の第十三号及び第三号に掲げる事項

ハ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続相互会社である場合 第一百一条の二の第二十号及び第三号に掲げる事項

ニ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立相互会社である場合 第一百一条の二の第二十一号に掲げる事項

ホ (略)

二 (略)

(合併の認可の申請)

第一百五条 保険会社等は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜八 (略)

九 次のイからハまでに掲げる会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める割合を超えなかったことを証する書面

イ 消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社 法第六十五条の七第二項第四号（法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六六

二号及び第三号に掲げる事項

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立株式会社である場合 第一百一条の二の第十二号及び第三号に掲げる事項

ハ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続相互会社である場合 第一百一条の二の第十九号及び第三号に掲げる事項

ニ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立相互会社である場合 第一百一条の二の第二十二号に掲げる事項

ホ (略)

二 (略)

(合併の認可の申請)

第一百五条 保険会社等は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜八 (略)

九 次のイからハまでに掲げる会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める割合を超えなかったことを証する書面

イ 消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社 法第六十五条の七第二項第四号（法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六六

十五条の七第四項（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。以下イにおいて同じ。）において準用する法第七十条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下イにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下イにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の**第一百一条の二の五又は第一百一条の二の十一**で定める金額が法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十条第六項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面

ロ 消滅相互会社又は吸収合併存続相互会社 法第百六十五条の十七第二項第三号（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第百六十五条の七第四項（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。以下ロにおいて同じ。）において準用する法第八十八条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下ロにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下ロにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合に

十五条の七第四項（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。以下イにおいて同じ。）において準用する法第七十条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下イにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下イにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の**第一百一条の二の四又は第一百一条の二の十**で定める金額が法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十条第六項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面

ロ 消滅相互会社又は吸収合併存続相互会社 法第百六十五条の十七第二項第三号（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第百六十五条の七第四項（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。以下ロにおいて同じ。）において準用する法第八十八条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下ロにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下ロにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合に

あつては、十分の一)を超えなかつたことを証する書面又はその者の第百一条の二の十六又は第百一条の二の十九で定める金額が法第六十五條の十七第四項において準用する法第八十八條第六項の金額の總額の五分の一(法第二百五十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一)を超えなかつたことを証する書面

ハ (略)

十(二十一) (略)

2・3 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 (略)

2 (略)

3 第五十六條の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、当該業務を営むことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的でない場合には、当該会社は、法第二百七十一條の二十二第一項第十二号に掲げる会社には該当しない。

4(8) (略)

あつては、十分の一)を超えなかつたことを証する書面又はその者の第百一条の二の十五又は第百一条の二の十八で定める金額が法第六十五條の十七第四項において準用する法第八十八條第六項の金額の總額の五分の一(法第二百五十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一)を超えなかつたことを証する書面

ハ (略)

十(二十一) (略)

2・3 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 (略)

2 (略)

3 第五十六條の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、次に掲げる要件を満たさない場合には、当該会社は、法第二百七十一條の二十二第一項第十二号に掲げる会社には該当しない。

一 当該会社が当該業務を営むことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であること。

二 当該会社が当該業務並びに第五十六條の二第二項第二号から第五号まで、第五号の四、第八号から第十号まで、第十一号、第十二号、第二十九号及び第三十号に掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか、他の業務を営まないこと。

4(8) (略)

9 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一〜四 (略)

五 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち第五十六条の二第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十六号から第四十五号までを除く。 )に掲げる業務を営むもの

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十六条の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。 )に掲げる業務を営むもの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十六条の二第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会

9 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一〜四 (略)

五 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち第五十六条の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十六号から第四十五号までを除く。 )に掲げる業務を営むもの

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十六条の二第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。 )に掲げる業務を営むもの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十六条の二第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会

<p>10 (略)</p> <p>(当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号から第四十号まで)を除く。)に掲げる業務を営むもの</p> <p>社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十六号から第四十号まで)</p> <p>(少額短期保険業者の子会社の範囲等)</p> <p>第二百十一条の三十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>10 (略)</p> <p>(当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号から第四十号まで)を除く。)に掲げる業務を営むもの</p> <p>社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十六号から第四十号まで)</p> <p>(少額短期保険業者の子会社の範囲等)</p> <p>第二百十一条の三十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  第一項第十五号に掲げる業務を営む会社は、当該業務並びに同項第十六号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合に限り、少額短期保険子会社対象会社とする。</p>
--	--